

2025年1月14日

各位

THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社 代表取締役社長 岩尾 俊兵 (コード番号: 3823 東証スタンダード) 問合せ先: 取締役副社長 橋本 直樹

電話番号: (0 3) 4 4 0 5 - 5 4 6 0

第15回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年11月29日に発行した第15回新株予約権の譲渡を承認する 旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の譲渡承認を行った理由

当社は、2023 年 10 月 24 日公表の「第三者割当による第 13 回乃至第 15 回新株予約権及び無担保社債(私募債)の発行並びに新株予約権買取契約の締結に関するお知らせ」のとおり、2023 年 11 月 29 日を期日として第 15 回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)を発行いたしました。また、2024年4月8日公表の「第 15 回新株予約権の譲渡の承認に関するお知らせ」のとおり、本新株予約権は当初割当先の EVO FUND から星山和彦氏及び田邊勝己氏(当社代表取締役会長)に譲渡されておりました。(※)

その後、本新株予約権については、星山氏及び田邊氏により一部行使がされておりますが、当社としては、本新株予約権の資金使途である産業廃棄物中間処理施設の建設費用や当社グループ運転資金について、可能な限り機動的に調達を進めていける環境にしていきたいとの意向を持っております。そのような状況の中、星山氏と田邊氏が協議した結果、星山氏から田邊氏に本新株予約権を譲渡することについて合意できることとなり、星山氏から田邊氏にインサイダー取引規制が解除されるいわゆるクロクロ取引にて本新株予約権を譲渡することについて、当社に承認依頼がありました。

本新株予約権の譲渡につきまして、譲渡先の田邊氏におきましては当社代表取締役会長であることから、本新株予約権を行使して当社の企業価値及び株式価値向上を目指す安定株主となり、資金調達を進めて産業廃棄物中間処理施設の建設を早期に進めることが、当社の業績回復に寄与することになるとご理解を頂いており、本新株予約権を行使し、交付を受けることとなる当社普通株式については、一定程度の割合を長期保有する方針であることを確認しております。

田邊氏の権利行使に際して必要な払込原資に関しては、自己資金により調達すると聞いております。財産については、田邊氏から預金通帳の写しを受領して確認しております。なお、田邊氏からは、当該自己資金に加えてできる限り追加の自己資金で行使する方針であるものの、新株予約権の行使により取得する株式の一部を売却することにより行使資金に充て当社の資産を充実させる可能性がある旨を確認しています。この場合、これまでの売買と同様、当社自主ルールに従い、弁護士などの第三者に株式を信託的に譲渡しインサイダー情報の隔離をした上、市場の出来高の5%以内の売買とし、市場に配慮した売買を行うとの方針を確認しています。また、2025年1月14日時点で財産確認として問題ないと判断しました。なお、田邊氏からは、反社会的勢力等との関与がない旨の誓約書を受領しておりますが、さらに慎重を期すため、コンプライアンスチェックを専門とする第三者情報機関である日本信用情報サービス株式会社(神奈川県横浜市中区山下町2番地、代表取締役:小塚直志)の保有するデータベースとの照合等による

譲渡先の調査を行った結果、反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

当社としては、譲渡先に本新株予約権が譲渡されることで、より確実に新株予約権が行使され、資金調達の蓋然性が高まり、資本充実の原則が満されると考えており、本新株予約権の譲渡に賛同し、その承認に至ったものであります。

(※) 2025 年 1 月 14 日時点の行使状況は、第 13 回新株予約権は 3,300 万株行使された結果行使を完了しており、第 14 回新株予約権については、1,030 万株、第 15 回新株予約権については 334 万株が行使済みであります。

2. 新株予約権の譲渡内容

- (1) 譲渡先 田邊 勝己
- (2) 譲渡承認日 2025年1月14日
- (3) 譲渡日 2025年1月14日 (予定)
- (4) 譲渡個数 田邊 勝己 64,600 個 (新株予約権1個につき100株)
- ※ 本件譲渡による当該新株予約権の行使条件及び発行要項に変更事項はありません。
- ※ 星山氏が保有している第15回新株予約権の全てが田邊氏に譲渡されます。
- ※ 譲渡の当事者間の希望により、譲渡金額については非開示といたしました。

3. 譲渡先の概要

田邊 勝己

①氏名	田邊 勝己
②住所	東京都千代田区
③職業の内容	弁護士法人カイロス総合法律事務所 代表社員、弁護士
	(所在地:東京都千代田区平河町一丁目1番1号平河町コート5階
	業務内容:法律事務所)
④上場会社と当該個人との間の	当社の筆頭株主及び代表取締役会長であります。
関係	当社普通株式 4,793,500 株 (2024 年 11 月 30 日現在の発行済株式数
	に対して5.89%)を所有しています。

4. 今後の見通し

当該新株予約権の譲渡が当社の業績に与える影響はありません。

(参考)

当社第15回新株予約権の概要

① 新株予約権の発行日 2023年11月29日

② 発行した新株予約権の総数 330,000 個(新株予約権1個当たり 100 株)

③ 発行した新株予約権の目的たる

株式の種類及び数 普通株式 33,000,000 株

④ 発行価額 総額 3,300 円 (新株予約権 1 個当たり 0.01 円)

⑤ 行使価額 1株当たり25円(固定)

⑥ 権利行使期間 2023年11月30日から2028年11月30日

以上